シンガポールとジュネーブ：競争と補完

Dr Alexander Ressos, TEP
Attorney-at-Law (Switzerland and Germany),
Solicitor (England & Wales and Hong Kong)
Of Counsel, KGP Legal LLC
alexander.ressos@kgplegal.com.sg
www.ressos.com.sg

秘密保持の二つのモデル

シンガポールとジュネーブの比較は、秘密保持から始まります。スイスでは、1934年11月8日の連邦銀行法第47条が、既存の職業上の秘密を刑法の保護の下に置きました。この規定は議会で特段の議論もなく採択され、契約と人格権の保護からその内容が導かれる義務を保護するものでした。[1] これに対し、2001年の形におけるシンガポールの第47条は制定法上の法典です。禁止される開示を定義し、許容される例外を列挙し、*Susilawati*判決以降は判例法上の例外の余地を残していません。

両制度は、その政治的な意味においても異なります。スイスの秘密は国民的アイデンティティの一部となり、主権とプライバシーの表現として何十年にもわたって擁護されました。シンガポールの秘密は経済政策の手段でした。政府が旧規定の現代化が必要と判断した2001年に書き改められ、国際的な圧力によって必要となった2009年に制限が加えられたのです。この

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

違いが、シンガポールがより速く適応できた理由を説明しています。制度を築いた政府自身が、スイスの譲歩のたびに伴った国民投票キャンペーンや連邦レベルの交渉を経ることなく、それを変更できたのです。

アジアの富をめぐる競争

2000年代、シンガポールとジュネーブはアジアの家族の富をめぐって直接競い合いました。ジュネーブが提供したのは、数世紀にわたる経験、プライベートバンクの評判、そして2009年までは欧州で最も強固な秘密保持でした。シンガポールが提供したのは、地理的な近さ、コモンローの信託制度、低い税負担、そしてそのビジネスを求める政府でした。アジアの富が増大するにつれ、均衡は変化しました。かつてジュネーブで資産を記帳していた顧客は、ますますシンガポールで記帳するようになりました。スイスの銀行もシンガポールでの業務を拡充することで、これに追随しました。

長期的な結果は、クロスボーダー資産の数字に表れています。ボストン・コンサルティング・グループによれば、2025年に香港はスイスに追いつき、両者ともに約2.9兆米ドルのクロスボーダー資産を保有する一方、シンガポールは2.1兆米ドルに達しました。[2] この地位の基礎は、ここで検討する10年の間に築かれました。ジュネーブ巻は同じ展開をスイス側から、ジュネーブの金融センターが直面する課題の一つとして記述しています。

補完関係

競争は物語の一部にすぎません。スイスの大手銀行はシンガポール最大級のプライベートバンクに数えられ、スイス流の手法で育成された多くのシンガポール人従業員を擁しています。これらの銀行にとって、シンガポールとジュネーブは単一グループの二つの記帳センターであり、異なる顧客層に対応し、顧客に法域の選択肢を提供しています。センター間の分散そのものが、プライベートバンクが顧客に販売するサービスなのです。東南

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

アジアの家族であれば、同じリレーションシップ・マネージャーの管理の下で、近さを理由に資産の一部をシンガポールに、分散を理由に一部をスイスに保有することもあるでしょう。

両者の関係は、資本関係を通じても結ばれています。2007年のGICによるUBSへの投資により、シンガポール国家はスイス最大の銀行の主要株主となりました。2014年時点でも、GICは同行の単独筆頭株主でした。[3] 2024年、両都市で業務を行うスイスのプライベートバンクの最高経営責任者は、シンガポールと香港が「グローバル・ハブとしてスイスにとってますます重要な競争相手になる」と予測しました。一方、Financial Timesはシンガポールを、世界の投資家にとってのアジアへの玄関口と表現しました。[4] どちらの見方も同時に正しいのです。二つのセンターは顧客をめぐって競争しつつ、同じ銀行グループの中で協力しています。

国家の役割の違い

この比較は、国家とプライベートバンクとの関係の違いも明らかにします。ジュネーブでは、プライベートバンクはそれを規制する連邦国家よりも古い存在です。そのいくつかは18世紀と19世紀に設立され、パートナーは自らの銀行の債務について無限の個人責任を負っていました。規制は遅れてやって来て、銀行自身によって形づくられました。銀行は1934年に連邦の監督を受け入れる際、秘密保持に対する刑事上の保護を手に入れたのです。[5] こうしてジュネーブの金融センターは、民間の主導と家族の継続性を通じて、下から成長しました。

シンガポールのウェルスマネジメント・センターは、上から成長しました。政府がこの分野を選び、その法的枠組みを設計し、銀行を招き入れたのです。進出してきたプライベートバンクの多くは外国グループの支店や子会社であり、センターへの忠誠は収益性次第でした。この違いは、レジリエンスに影響を及ぼします。ジュネーブのプライベートバンクは、その歴史、パートナー、顧客がこの都市に結びついているため、容易にジュ

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

ネーブを離れることはできません。シンガポールの外国プライベートバンクは、2008年以降にいくつかの欧州の銀行がそうしたように、経済条件が変わればいつでも業務を縮小できます。これに対するシンガポールの答えは、Bank of Singaporeや地元銀行グループのプライベートバンキング部門といった地元のチャンピオンを育成することでした。そうすることで、センターがチューリッヒ、ロンドン、ニューヨークで下される決定に全面的に依存しないようにしたのです。

両センターにとっての教訓

この10年は、両都市に教訓を与えています。ジュネーブは、秘密保持に基づくモデルが最大の経済大国の敵意を生き延びることはできないと学びました。シンガポールは同じ教訓をより早く学びました。市場への参入が遅く、自らのモデルが国家間の対立の火種となる前に適応したからです。現在、両センターは助言の質、法制度の信頼性、コンプライアンスの信用性で競い合っています。ジュネーブ巻もスイス側から同じ結論に達しています。2035年に競争力のあるセンターとは、コンプライアンスに信用があり、規制が予測可能で、能力が実証されているセンターだというのです。[6]

数字で見る

1998年11月13日に発表された公的資金の民間運用者への委託：3年間で100億シンガポールドル。シンガポールで運用される資金：1998年末1,506億シンガポールドル、2003年末4,650億シンガポールドル、2007年末1.173兆シンガポールドル（約8,140億米ドル）、うち86%が国外から調達。ファンド運用専門職：1998年に822人。投資専門職：2007年に2,185人。ウェルスマネジメント・インスティテュート：2003年9月26日発足。銀行法：1971年1月1日施行。第47条は2001年法律第23号により再制定、罰則は個人の場合12万5,000シンガポールドル以下または3年以下の禁錮、その他の場合25万シンガポールドル以下。2004年受託者（改正）法：2004年12月15日施行、永久

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

拘束期間を100年に固定。2005年信託会社法：2005年2月18日第二読会、2006年2月1日からMASによるライセンス制。2005年の信託業界：少なくとも16の受託事業者、250人超の従業員、約800億シンガポールドルの資産。遺産税：2008年2月15日以降の死亡について廃止。Bank of Singapore：2010年1月29日に約14億4,600万米ドルで買収、顧客資産は約230億米ドル。

注

1. Ressos, *Genève, place financière internationale*, partie D, chapitre IV、*Le Temps*, 2009年4月4日およびswissinfo.chを引用：Banking Actは1934年11月8日に採択された。第47条は、私法上すでに存在していた守秘義務に刑事上の保護を付加した。いずれの院もこの規定を審議しなかった。 ↩

2. Ressos, *Genève, place financière internationale*, partie K, chapitre III、Boston Consulting Group, 2026年5月27日付プレスリリース“Hong Kong Surpasses Switzerland as the World’s Largest Cross-Border Wealth Hub”を引用：2025年に香港とスイスはそれぞれ2.9兆米ドル、シンガポールは2.1兆米ドル、世界全体で15.7兆米ドル。Ressos, *Genève, place financière internationale*, partie E, chapitre II：シンガポール、香港、ドバイその他のセンターからの国際的競争が、とりわけアジアと中東において富裕顧客の増大するシェアを引き寄せている。 ↩

3. 前掲Baumann, *finews.ch*, 2014年9月23日：金融危機以降、GICは6.4%を保有するUBSの単独筆頭株主。前掲*Business Times*, 2010年9月24日：シンガポール政府は2007年末にUBSの約9%を取得した。 ↩

4. 前掲Walker and Chan, *Financial Times*, swissinfo.chによる転載、2024年10月16日：EFGのCEOジョルジオ・プラデッリ“Singapore and Hong Kong are going to be more and more important competitors to Switzerland as global hubs”。シンガポールは世界の投資家にとって東南アジアおよび北アジアへの玄関口。 ↩

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

5. Ressos, *Genève, place financière internationale*, partie D, chapitre IV（銀行家は1934年11月8日のBanking Actに基づく監督の見返りとして職業上の秘密に関する規定を獲得した。プライベートバンカーはパートナーの無限責任の承認を擁護した）、partie D, chapitre I（Pictet & Cieは1805年にジュネーブで設立）およびpartie E, chapitre II（18世紀および19世紀に設立されたジュネーブの金融機関）。 ↩

6. Ressos, *Genève, place financière internationale*, partie K, chapitre III、囲み記事「Attention」：2035年に競争力のあるセンターとは、コンプライアンスに信用があり、規制が予測可能かつ比例的で、能力が実証されているセンターである。ドバイとシンガポールは、マネーロンダリング事件が評判を傷つけたときにこのことを学んだ。 ↩

Disclaimer

This article is provided for general information only. It is based on publicly available sources as at its date of publication. These sources have not been independently verified against licences, regulatory registers or the records of the entities concerned. It is not legal, tax, financial or investment advice. Nor is it a recommendation to invest in, transact with or use the services of any entity mentioned. Law and regulation change frequently, so the content may be incomplete or outdated. To the fullest extent permitted by law, Dr Alexander Ressos and the publisher of SingaporeIQ exclude all liability for loss or damage arising from the use of or reliance on this article. Readers should obtain advice on their specific circumstances before acting or refraining from action.

Names and trademarks of the entities discussed belong to their owners and are used for identification only. Their mention implies no endorsement, affiliation or allegation of wrongdoing. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. Corrections and updates: contact@ressos.com.

© 2026 Dr Alexander Ressos. This article may be quoted with attribution to SingaporeIQ (SingaporeIQ.com). Reproduction in full and any commercial use require prior written consent. The Legal Terms at https://singaporeiq.com/legal-terms apply.

Author contact: Dr Alexander Ressos, TEP · contact@ressos.com